

近世浄土教団の対日蓮、真宗の宗論について

坪井俊映

近世は仏教各宗教学の振興の時代であり、且つ宗学完成の時期であるからして、各宗共に独自の教義を誇つたのであるが、然しその反面、自讃要他の弊少なくなき、論義によりてその優劣を判せじことも少くないのである。その中慶長十二年の対日蓮宗との法論は注目すべきものである。而て中期に入りて自由研究の風習の盛行するに及び教義は未嘗有の発展をとげたのであるが、それと共に種々の異義邪説をひすもの少くならず、彼の真宗に於てはしほしほ異安心問題起り、終に三業惑亂の如き宗義上の大問題をもちき起したのであるが、本宗にてはかくの如き内部的な異安心問題は見られぬが、伝統の宗義に對して疑義をいづくものも少くなくかつたのである。その中待記すべきは増上寺大玄の五重依法に關する新説であり、定月と敬首との戒牒に關する論争も見るべきものである。更に護法論として富永仲基によりて唱へられた大乗非仏論説に對する了蓮寺文雄の駁論は當時教界の何人もなし能はざりし処である。又幕末永戸斉昭の仏法不可信論に對する大雲の啓蒙論は當時の仏教界を警覺する処少なからず、又享保年中天台宗靈空の即心念仏論、並に基宏鳳潭の念仏往生明導別に對する長時庵湛慧、理恪庵敬首、大光院義海の駁論は当寺の宗門教学の趨勢を見るに足るものであり、末期に入りて真宗本願寺

との宗名論争は当時の本宗教団勢力の一端を知ることが出来る。今その中日蓮宗と真宗との論争につき頂を分ちて述べる。

二

始めに日蓮宗との論争は武城阿弥とも云われ、慶長十二年の出来事である。三條山志によると、慶長十二年秋九月、尾張熱田の日蓮宗不説不施衆常樂院日経は法華經に「四十餘年未眞實」の文により淨経はこれに經にして不成仏の故であり、念仏は實地眞の業あることを要書して熱田正覺寺法蓮和尚に送はしたのである。法蓮はこれを清眞性高院玄道和尚につや、玄道はこれを僧上寺衆當所宛に伝へたのである。そこで一宗の曾録司たちはこれを家康につけたのである。そこで同十三年十一月十五日江戸城に於て、將軍列座の上その發寄を決せんとし、高野山通照光院僧都頼慶を判者とし、本宗側より靜山・了約二師並に法事奉行に大長寺院僧、觀筆に尤雲寺軍營等出で、日蓮宗より常樂院日経の弟子たる土總圓末衆、玄應坊、玉隆坊、琳碩坊、可円坊等都合六人出座したのである。その時僧上寺所宛、新知恩寺幡願息、光明寺及び勝風寺不殘等も列席し、この他に眞言宗二僧、天台宗三僧、仏敎五僧聽縁となり、更に將軍家康、秀忠を始め高家六人、親権八人、町奉行二人等列席りて、物々しも尤最の下に向答が行はれたのである。當院殿御冥記慶長十三年十一月十五日の條によると、「十五日江城に於て淨土宗僧上寺所宛の弟子靜山と法華宗僧日経と宗論せしめらる」と記し、次でそれに列席した人々の名を明してはる。これを靜山龍舟載と比較するに多少の相違が見らるが、解れに

しても各家鎮總の判したる實に物々しい京論であつたことが知らる。而て時経牧伯の後日経終に答ふるあたはず、台徳院殿御式部日儀に「しめるに京論に及んで日経義と稱し詞を出さざれば、日経はじめ大僧ともに法衣を穿ひとらる」と云ふ。終に勝山の勝利に期したのであるが、日経の従兄折口にてこの京論に大いに勝たりと傳り、他人をあざむきたれば、翌十四年正月終に召し攝られ、京都へ送られて、二月廿日洛中を拜き廻し耳鼻をどがれ追放の刑に処せられたのである。

三

次に京名争いとは本京と真京本願寺との一京の名稱に對する論争である。

真京は豊臣時代に東西兩本願寺に分置したが、この分置は初へつて兩派の發展を促し、室戸年中淨土宗寺院が七千七百六十七ヶ寺、四百七十一毫ありしに對し、西本願寺は兼地輪番の支配地十三ヶ國を隔いてはほ七十九十三ヶ寺、外嶽所三十八ヶ寺、道場八百十町ありて、この一派を以てしても優に淨土宗を凌ぐ大教團であつたのである。加之知恩院には宮内祿を奉載して皇室の殊遇を受けているに對し、血縁相承の本願寺は皇室と姻戚關係を結び關門跡と呼ばれていたのである。

然るに真京には古来より京名に一定したる呼稱なく、一向宗本願寺京門徒京等と云はれ、幕府は一向宗なる名稱を公式に用いていたのであるが、教團勢力の増大するに及んで、廟祖親鸞聖人の教行信証文興出づる淨土真京なる名稱を以て公稱にせんとしたのである。享祿三年東西

両本願寺は相議して、当寺の寺社奉行松平伊賀守忠順に對し、浅草本願寺輪番を通じて口上書を出したのである。その口上書とは

「当宗廂山親鸞聖人廂宗の砌より宗名浄土真宗と被_レ定置候処、御奉行所并御領私領御役所に於て、浄土真宗一向宗とも御取計御座候に付、当宗門末の内にて心得還の背も有_レえ、御内主歟敷被_レ侍候、依_レ之諸国一流浄土真宗と相定候様被_レ致度候、此段御願可_レ申上旨、京都より被_レ申越候」

浅草 本願寺 輪番 (署 込)

それで松平伊賀守はこれを寛永寺と増上寺役香潮天に計つたのである。これに對し増上寺は翌安永四年正月京名混亂の害あるのみならず、假_レが浄土真宗と稱せば徳川將軍家累代の菩提宗たる本宗は浄土偽宗となるわけであり、まして後小松天皇が黒谷へ下し賜へる勅額に「浄土真宗最初門」とある故に、浄土真宗なる名稱はひとり浄土宗のみが占むべきで、他に許すべきでないとの五由をあげて、この本願寺の説を駁したのである。更に知恩院増上寺の西大僧正は將重に稟書して共に一向宗徒の誤りなることを上申したのである。そこで同十一月老中田沼意次は寺社奉行太田儒後守寶愛をして、宗名に關し従前の如く取扱う旨を増上寺西本願に通達し次いで諸国寺院にもその趣を触れしめたのである。かくて同十二月九日両本願寺外にも「浄土真宗」の公称は暫く罷合すべき由を寺社奉行に届出たのであるが、一部門徒の中に不穩の考をいにくものあり、同年十二月十五日東本願寺浅草輪番唯衆坊は京名公称について幕府に伺書を提出し、西本願寺焚地輪番は覺証寺戒忍寺の名を以て彈劾文を草し、増上寺の抗議を駁したのである。これに對し増上寺軍監は驚徒頭偽衆を撰し彼の彈劾文を破したのである。かくて安永四

年の歳も暮れたれば、東本願寺の門徒は宗名に就て幕府の命に従はず、而本願寺、仏光寺、専修寺等は京門徒に浄土真宗の名を記するものあり、翌五年正月十四日幕府はこれを従来の一向宗の林号に書き改めたのである。而て同二月六日増上寺は八雲院にて江戸中詰末寺岩頭等参会し、本願寺門徒の浄土真宗公称につき評定し、諸檀林能化合議して浄土真宗公称の然るべからざる由を上申し、京都四ヶ本山役者も亦下向して老中並に寺社奉行に具申したのである。然るに本願寺にては龜山天皇の諭旨に「親鸞聖人開浄土真宗引導凡俗」の文を証とし、更に後醍醐、後柏原、後水尾諸帝の宸翰、幕府召来の連合書を証として、増上寺の上申を反駁したのである。かくて両宗の論争は止まらるべくもなかつたので安永六年正月、幕府は宗名公称の事御吟味中の旨を以て本願寺の許願を撤回せしめ、旧に復こしめたのである。かくて宗名争いは「御吟味中」との事で幕府記録は定まつたのであるが、本願寺門徒中未だこれに服せざるものありて安永六年八月二日西本願寺より下阿比連法師、東本願寺より栗津日向寺等江戸に下り幕府に許願し、天明八年六月には浅草本願寺内の光円寺宝景、宗恩寺大旭等は箱根峠にて時の老中松平越中守定信に直訴し、同七月には寺社奉行牧野越前守惟茂にも直訴したのである。それで幕府はこの兩人に帰寺誓書を仰付たのであるが未だ止まず同十一月には増上寺役者と対筆談あり、さ旨を頼み出でているのである。そこで幕府は寛政元年三月三度び両本願寺に對し、

「京号御願之儀無儀事候、本然當時御繁勢中急遽之御沙汰には難被及候、而て御沙汰有之とは先願申上御心得たるべく候」

と沙汰し、増上寺にも

「京号之儀、當時御繁勢中、急遽之御沙汰には難被及、而て御沙汰可有之候」

と達示したのである。かくて前後十五年に渡る浄土宗对本願寺の宗名争いは終止符を打つたのであるが、この間に於ける両宗徒の護法扶宗の熱意は誠に見るべきものであるが、これが自讃のあまり毀他に墮して、その結果両宗の間に感情の上に相違を生ずるに至り、近世中葉まで行はれていた本願寺門主の知恩院御忌参拜もために廃止となつたのである。